

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【11】
2. 日時：令和4年10月19日 13時30分～17時45分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、義崎上席安全審査官、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官

実用炉監視部門

水野企画調査官、志賀上級原子炉解析専門官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他8名

原子力本部 原子力部 課長 他7名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他3名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 統括 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他2名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長代理 他1名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹 他1名※

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年7月20日、9月28日及び10月19日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（17条、添付1-2、1-3 先行BWR プ

ラントとの比較表)】

- 重大事故等発生時に係る手順書に定める事項について、監視することが必要なパラメータを、「原子炉施設の状態を直接監視するパラメータ」に限定している理由を整理し、説明すること。

【教育訓練について】

- 保安規定に基づく教育訓練を保安教育と一般教育（訓練）とに区分している理由及び一般教育（訓練）と保安規定との関連性について説明すること。

【保安規定と手順書との関連】

- 保安規定添付 1-1 及び 1-3 の補正における変更点並びに先行電力及び既認可の保安規定との差異を明確にし、説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 東北電力女川原子力発電所新規制基準保安規定審査スケジュール（案）
- ・ 女川原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（17条、添付1-2、1-3 先行BWRプラントとの比較表）【17条、添付1-3 抜粋】
- ・ 女川原子力発電所2号炉 原子炉施設保安規定に係る説明資料（教育訓練について）